

事務連絡  
令和2年1月31日

都道府県  
各保健所設置市 衛生主管部（局）御中  
特別区

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局地域医療計画課

### 医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、現在の考え方として、別紙の通り留意事項をとりまとめましたので、内容を御確認の上、対応いただくようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がございます。

対応に当たっては、医療施設等の職員が新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持つとともに、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるよう努めていただくようお願いいたします。

一般的に、感染症患者に対する診療等を行うにあたっては、「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日付け医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づき、手洗い・手袋・マスクの着用の実施等に関し、貴管下医療機関に対する指導方お願いしているところです。また、新型コロナウイルス感染症については、2020年1月21日に国立感染症研究所、国立国際医療センター及び国際感染症センターから、疾患定義や感染対策等について記載された「新型コロナウイルス感染症に関する対応と院内感染対策」が発出されており、これについて貴管下医療施設等に情報提供いただくとともに、本事務連絡について周知いただきますようお願いいたします。



### 留意事項

- (1) 概ね過去2週間以内に武漢市を含む湖北省(※1)から帰国した職員(武漢市から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。)については、保健福祉部局、保健所及び医師と連携のうえ、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の(ア)又は(イ)に従って対応すること。該当する職員等がいる場合、開設者は、すみやかに都道府県・保健所設置市・特別区に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、保健所に報告して指示を求めること。

(※1) 地域については、今後の流行状況に合わせて変更の可能性がある。地域の変更については別途連絡する。

(参考) 武漢市を含む湖北省からチャーター機で帰国した方については、政府として、2週間は外出を控え、自宅で滞在していただくよう要請している。

(ア) 帰国後2週間程度に発熱(37.5度以上)や呼吸器症状が出た職員については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに保健所に連絡し指示に従う(※2)。

(イ) 現に症状がない職員についても、帰国後2週間の間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記(ア)に従うこと。

(※2) 「新型コロナウイルスに関するQ&A」(令和2年1月27日時点版)によれば、潜伏期間は現在のところ不明であるが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられている。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html)

- (2) 新型コロナウイルス感染症に関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化していることを踏まえ、最新かつ正確な情報(※3)を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を医療施設等の職員に提供するとともに、必要に応じ、患者や患者家族に対する情報提供や相談対応に努めること。

(※3) 以下に掲載するHP等を活用して情報収集すること

・「新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置について」(厚労省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09151.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html)

- ・「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」(内閣官房)

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

- ・中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について (厚労省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

(3) 職員に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、職員の人権に十分配慮すること。

ご不明な点等があれば、以下に御連絡ください。

○本件についての問合せ先

厚生労働省医政局総務課

TEL: 03-5253-1111 (内線2518)

FAX: 03-3501-2048

E-mail: isei\_soumu@mhlw.go.jp